

新選組情報を読む

土道 の虚構、政治 の実態

鶴巻孝雄

町田市立自由民権資料館の二〇〇四年度企画展「豪農たちの見た新選組 多摩に芽生えた政治意識」の記念講演を文章化したものです。民権資料館が刊行した『豪農たちの見た新選組』（民権ブックス18、二〇〇五年三月三十一日）に収録されています。

目次

はじめに	1
1、新選組はどう見られているか	2
2、フィクションとしての 土道	5
3、近藤勇は自分をどう位置づけ、表現したか	7
4、新選組の目標と課題	11
当面の課題、大きな目標	11
幕府(幕閣・旗本)批判	13
長州懲罰論	16
政治運動	20
おわりに	22

はじめに

今日、ここ自由民権資料館に参りましたら、日頃見慣れた学芸担当の方々、きちんとネクタイをされていて驚きました。私が入前しゃべるときの格好は、上着を着る程度です。お許しをいただいて、「新選組情報を読む」というタイトルで、新選組を語ってみようと思います。

新選組については膨大な研究成果があり、またフィクションの世界でも小説・アニメ・映画など数知れない作品が作成され続けてきましたから、ここにおいでの方皆さんも、すでに、かなり強固な新選組イメージを作り上げていらっしゃるだろうと思います。民権資料館の展示テーマである、民権運動とか、困民党事件などを話すとすると、詳しく知らない方々に紹介するという性格が強くなるのですが、新選組がテーマでは、そういうわけにはいきません。「誰でも知ってる」テーマですし、むしろ私が知っている以上にたくさん

ことを知っている方が、ここにおいてになるということを感じて話さなければならぬのですが、ただ新選組史料を読み始めまして、今までの新選組論や評価とは少し違ったイメージを持ち始めておりますので、その点で皆さんのなかに、イメージの葛藤が生まれることを期待して（さらには、新しい新選組イメージを作り上げるきっかけになることを期待して）話をしたいと思います。

1、新選組はどう見られているか

まずはじめに、新選組がどのように評価されているのかという点を、まずお話ししておこうと思います。

一番目は、公民館講座の受講生です。

私は今、町田市の中央公民館で、新選組の八回講座をおこなっております、すでに六回が終わっております。この会場にも、何人か受講生が来ておられるのですが、公民館講座で新選組をしゃべる前に、百数十人の受講生にアンケート調査をおこないました。質問はいろいろあったのですが、メインの質問は、新選組に対するイメージを一言で語ってください、というものでした。一〇〇名ほどから回答があったのですが、「否定的評価」に分類できるものがかなりたくさんあったのです。圧倒的、といってしまっただけの過激なのですが、三分の二ぐらいはこの傾向かなと思わせるものでした。これには、たいへんびっくりしました。

テロ集団。暗殺団。暴徒集団。幕府の番犬。歴史に逆行したドンキホーテ。理論のない情熱だけの不勉強集団。保守的な権力志向の武装集団。武士階級にあらがれた農民集団。徳川家に利用された幕末のあだ花。時代に逆らった古い頭の集団。予測性のない間違いだらけの集団。

はつきりした意図はないのかもしれませんが、嫌悪感ともいえる評価や、あしざまにのしるような言い方が出てくるのです。もちろんこのような評価が、新選組について回るだろうことは、想定範囲なのですが、五か月間（一か月は夏休みですが）、八回にわたってこれから新選組を学んでみましょうという方々の新選組イメージが、これほどに悪いとは思っていませんでした。

もちろん、すべての人がこのような評価をしているわけではなく、なかには「好感」の姿勢や「賛美」ともとれる肯定的イメージで語る人もいました。

頑固一徹に士道を貫いた武装集団。純粋な熱気。義を重んじ、志を共有した下層市民の集団。誠。忠。武士道。爽快。

ただし、否定的評価を書いたあとに、肯定的な評価を、こんな意味もあつたし、理解できないわけではない、というたかたちで付け加える場合もありました。

総じて、一〇〇人以上の方々が、あまり良いイメージを持たないままに新選組講座を受講し始める、という状況に直面したのです。一面では、これはうれしいことで、話し手である私に、講座が終わるころには、新選組イメージを一変させてやるぞ、という意欲を引き起こさせてくれましたが、新選組を語るには、このような現状をふまえなければならぬということ、痛感することになったのです。

次は、研究者の新選組評価ですが、最近ある文学研究者と話をしていて、新選組がおも

しろいという私の言葉に、「反革命的な殺人集団、暴力集団でしょう」と素っ気がありませんでした。歴史研究者の言葉ではないのですが、しかしむしろアカデミックな「歴史研究者」は、研究対象に値しないと考え続けてきたようですから、新選組評価はいつそうネガティブと言えるのかも知れません。

「歴史研究者」は研究対象としての意味を見いださず、手を出しませんでしたが、じつはよく知られているように「新選組研究」は大盛況でした。新選組研究は、膨大なファンの関心に支えられ、また彼・彼女らの関心に答える形で「新選組研究者」が成果を蓄積してきたのですが、しかしそれはアカデミックな研究者にとってはまったく無縁な世界でした。「新選組に関心があります」とか、「新選組を研究しています」という若者がいようものなら、専門研究者の道を歩む学者の卵ではなく、趣味的世界のマニアにしか見られないという時代が続いてきたといえます。

三番目の事例として、新選組をポジティブに評価するそのファンについてふれておきます。

嫌悪・悪罵、無視・冷笑という状況が続くなかでも、新選組にはまる若者が多くいることは、ときおり新聞ネタになって広く知られていることだろうと思います。私の研究室にも、学生が新選組をテーマに卒論を書きたいとやってきましたし、話していると新選組にはまったことがあるという学生も時折います。司馬遼太郎の作品やアニメがきっかけのように、土方歳三や沖田総司へのあこがれが必ずといってよいほどできます。新選組に思い入れをする膨大なファンがいて、その人びとに新選組情報を提供し、歴史的な意義を論じる膨大な研究成果が蓄積されてきたのです。

坂本龍馬は別格にせざるをえませんが、特定の人物や集団に多くの人が思い入れて分厚いファン層を形成するという事例は、あまり例を見ないのではないかと推測します。

なぜ多くのファンの心を引きつけるのかは、分析し切れませんが、新選組評価にはある特徴があるだろうと思います。

新選組に対する見方の根底には、「滅ぶべくして滅ぶ幕府」という評価が抜き差しならないほど強固にあります。幕府は、時代の進歩に逆行する存在で、その幕府側についた新選組は、時代の趨勢を見誤った存在だ、ということになります。坂本龍馬が対象なら、未来を切り開く力を見いだすことができるのですが、新選組にはそれができません。結局は、別の観点から救済することになるのですが、一言で言ってしまうえば「敗者の美学」というところでしょうか。時代の大きな流れを見誤ったけれども、志は高く、そして精神は清かった、という精神主義的な評価になりがちです。「土道」や「殉節」、「誠」などが具体的な内実とされるのですが、書店の新選組コーナーなどへ行くと、これらの文字が目につきます。個々の作品や研究が、すべてそうだといいことではないのでしょうか、振りまかれるイメージはどのように判断されます。純粹に見える滅私的な精神は、(おそらく)現代人に欠けていますから、自分の精神的欠落部分を埋めるように新選組の「志」への共感を強めるのではないかと推測します。

そして、「土道」「殉節」「誠」などへの傾斜によって新選組を救出する動きが広がると、他方で、時代錯誤的な精神主義、情緒論で語られることになる新選組に対して、いつそう強く拒否感情をもち、嫌悪感を増大させる人びとを生み出すことになり、情緒的なめり込みと感情的な拒否の間の溝を広げていく、ということになっているのではないでしょう

か。これは新選組評価の不幸な分裂状況と言えるだろうと思います。

ただ、ここ一年ほどの間に、「歴史家」の新選組研究が出版され、歴史研究者の新選組イメージが劇的に変わりつつあるようです。一つは、勝海舟の研究で有名な松浦玲さんの『新選組』（岩波新書、二〇〇三年九月）、もう一つは国立歴史民俗博物館（千葉県佐倉市）の館長をされている宮地正人さんの『歴史のなかの新選組』（岩波書店、二〇〇四年三月）です。著名なお二人の研究から、新選組が研究対象になるのだ、ということが急速に認知されたのです。大石さんが編集された『新選組情報館』（教育出版、二〇〇四年三月）も、博物館の学芸担当の方たちが多く参加し、綿密な実証分析がなされていて、新たな挑戦が確実にはじまっていることを実感させます。

わたしも、二〇〇〇年の七月に刊行された『民衆運動史4 近代移行期の民衆像』（新井勝紘編、青木書店）に、「国家の語り」と情報 地域指導層の国家・社会意識と諸活動をめぐって」という論文を書き、そのなかで新選組についてかなりスペースをとって論じました。民権資料館で仕事をしているころから近藤勇書簡を読み、さらに『武相自由民権史料集』（民権資料館で刊行予定）の編集過程で近藤勇書簡のおもしろさに眼を開かされ、近藤や土方との交流が多摩の地域指導層の思想や行動にたいへん重要な影響を与えていることを重視し、近藤勇の書簡と、さまざまな添付文書を「新選組情報」の名で分析してみました。近藤勇書簡の重要性を提起し、地域史研究の課題として具体的な分析視角を提出したつもりですが、新選組研究の論文一覧のなかに載せてはもらえず、少々寂しい思いをしています。という「不満」は戯れ言ですが、とにかく、新選組研究がまっとうな歴史研究としてもっと注目され、重視されても良いのではないかという流れは、十分説得的に提起され始めているだろうと思います。

最近の研究動向にふれましたので、新選組研究の困難さという問題についても、ふれておこうと思います。

新選組研究の成果というのは、実に膨大で、また多くの研究者がその情報をきわめて詳細なレベルまで共有していて、これは驚くべきことです。私は、もともと武相困民党を研究の出発点において、武相困民党の事実関係なら、日本で（ということとは世界で）もっとも詳しいと自慢できます。それは、武相困民党研究をしている方がいないから、という単純な理由ですので、「自慢」は冗談ですが、私が武相困民党の事実を詳細に知っているように、新選組の事実を詳細に知っている人は、たいへんにたくさん（数知れず、といったほうが良いかもしれません）いるのです。たいへん細かい事柄についても、一つ一つ綿密な実証、分析がおこなわれていて、それが上下巻の『新選組日誌』（菊池明ほか編、新人物往来社、一九九五年）のような形で本にもなっていますし、ネット上にも驚くほど詳細で幅広い情報蓄積のページが数知れずあるという状況だと思えます。したがってかえって、新参者は、膨大な情報を消化することすら困難な状況におかれている、と言えなくもありません。

新選組研究の困難さはもう一つあります。かなりおおざっぱにイメージを作ってしまうば、研究の出発点には、子母澤寛の『新選組始末記』（一九二八年）をはじめとした新選組三部作と言われるものがあり、その後の研究はこの『始末記』につけたしたり、訂正したりしながら発展してきている、ということになります。しかし、子母澤寛が依拠した史料の中核は、西村兼文の「新選組始末記」や永倉新八の「新選組顛末記」などの回想記で

すので、エピソードのおもしろさは抜群ですが、実態との齟齬も十分想定されます。後者は、すでに講談となっていた新選組の回想をあらたに新聞記者がまとめたものと言われていきますし、回想記自体が、現代人の「過去」を「歴史」として「正確」に書かなければならないという強迫観念のもとで書かれたものではないはず。そしてエピソード中心の新選組像をふまえて、膨大な小説や映画、アニメ作品が作られ、それにもとづいて、人びとのなかにそれぞれの新選組イメージが作られているのです。したがって、創作による新選組像の拡散が見られ、私たちにとっては、何が「事実」で、どこが「創作」なのかの見極めが、たいへん難しいと言わなければなりません。それが困難さの二つめだと思えます。

しかし、多摩の地から、新選組をながめようとすれば、新選組の活動とはどのようなものであつたかを一所懸命説明しようとした「新選組情報」がたくさん残されているのですから、それを軽視せずに歩みを始めれば良いのだと言えます。新選組局長近藤勇は、多摩の同志に自分の志と京都での活動と自身の判断を、長々と書簡に書き付けることで、説明し、説得し、理解を求めていたのですから、何よりもまず近藤の説明を聞いてやり、理解することが、多摩での新選組を研究するに際しての出発点になるでしょう。

多摩には、近藤書簡を初めとして、土方歳三や沖田総司らの書簡、沖田林太郎の覚え書き（書き留め）などがあり、彼らが京都情報として送ってきたたくさんの情報書き留めがあるのです。新選組を一所懸命理解し、ときには批判していた多摩の同志たちの対応にかかわる史料も、残されています。

回想録などに比べれば、総体分析の遅れてきた（冷遇されてきた）京都から送られてきた新選組情報を、同時代史料の中核において新選組研究を始めることは、新参者であることと、多摩の地域史研究であること、という立場からの、一つのそして有効な選択だろうと思っております。

2、フィクションとしての 土道

新選組を救出する、もっとも一般的で手頃な意味づけは、土道 と言ってよいかと思います。百姓や浪人出身者を中心に構成されていた新選組は、武士以上に武士たらしとする願いをもっていて、武士としての道（モラル）の追求者だった、という見方です。新選組ともっとも結びつきやすい、ポジティブな意味をもった言葉としては 土道 がもっとも代表的ですから、さぞ近藤や土方、沖田の書簡や、上書・建白のなかに頻繁に登場してくるかと思うと、私が収集し、パソコンに打ち込んだ百数十点の史料のなかに（清河八郎や芹沢鴨の史料も含まれていますが）、まったく使われていませんでした。

新選組に詳しい方は、そんなことはない、と言うかもしれません。実はないわけではないのです。唯一出てくる史料があるのです。有名な、「局中法度書」でして、五条の禁令を設けて違反者に切腹をさせた厳罰主義の内規なのですが、その第一条は「土道二背キ間敷事」であったと言われています。「局ヲ脱スルヲ不許」「勝手ニ金策致不可」「勝手ニ訴訟取扱不可」「私ノ鬭争ヲ不許」を含めて五条で、「右条々相背候者、切腹申付べく候也」と付け加えられていたと言います。新選組と 土道 を結びつける唯一の史料なのですが、私が自分の新選組関係百数十点の打ち込み史料に入れていないのは、当然理由があります。「局中法度書」の実在が疑われるからです。

「局中法度書」は、永倉新八の「新選組顛末記」が最初に紹介したといわれ、子母澤寛も使っているようですが、西村兼文の「新選組始末記」にも、永倉新八の「浪士文久報告記事」（永倉の手記で、「新選組顛末記」は、「浪士文久報告記事」を読んで書かれた講談や物語と、晩年の永倉の話にも基づいて、小樽日報の記者がまとめたものといわれている）にも紹介がなく、後年の創作の可能性が高いのです。

したがって、土道 は慎重な見極めの上で使用されるべきなのですが、新選組「土道」というイメージはあまりに強固で、いよいよ固定化されているようです。三谷幸喜脚本、香取慎吾主演の「新選組！」も、土道 を強調していたわけではありませんが、「武士らしい武士になる」という、内実は同じイメージのもとに物語が創作されています。

ともかく、偽文書の可能性が高い「局中法度書」をのぞけば、浪士組も新選組も、自分たちの立場や志、追い求める価値として 土道 を使ったことがないことは、確認しておいて良いと思います。

ただ、土道 類似表現を探してみると、いくつかありました。

2 土風 文久三（一八六三）年二月二九日付浪士組の学習院宛上書で。

・生麦事件の賠償請求に対応して。

・「無礼人を斬る者、我国之土風ニ候得者」

・「本人不礼ニより斬棄候者、我国家之土風ニ付」

2 武門 文久三年一〇月一五日付新選組局長近藤勇の松平肥後守公用衆中宛「口上願書」で。

・八月一八日の政変時の記述。

・「去ル八月中、乍 恐御所妄動之一条、乍 不肖御固メ御警衛被仰、昼夜二日甲冑相纏、武門ニ取り難有奉 存 候」。

2 真武 文久四（一八六四）年二月二日付老中宛新選組惣代近藤勇上書で

・長州制裁を主張する上書のなかで、旗本・御家人の奮起と動員を期待・要請する場面

で。

・「何卒真武之大道御所置有之度」。

2 土風 慶応三（一八六七）年一月一日付近藤勇の松本良順宛書簡で

・大政奉還上表（一〇月一四日）、征夷大將軍辞表提出（二四日）という「時勢大一变」に直面して、旗本の奮起を要請。

・「乍去旗下之土風相率」。

・「当今之勢を觀るニ土風之振と不振与ニ有之候と懸念」「愚考と訂正」仕候」。

は、生麦事件の英国人斬殺を正当化するために、 と は、国家的な危機を傍観する人びと（具体的には、旗本・御家人）に向けて、その「奮起」（つまり、政治的な争闘の場への参入呼びかけ）のために使用されていた、と判断されます。のみ、八月一八日の政変にさいし、御所固めの警衛任務についたことで、「武門」としての役割を担うことができたと礼を述べていたわけですから、浪士組の行動にかかわって述べられた唯一の表現ということになります。

この事例から何を読み取ることができるかは難しいところですが、武士的なエートスを

述べる事が、事例は少ないがあること、ただし、自分たちの問題ではなく、他者の奮起をうながそうとする際に使われる傾向があること、その際には、「真武之大道」のような道徳的、規範的な用法がとられることもある、などでしょうか。

旗本に対して、真の武士としての道を期待するということは、近藤勇らが「真武之大道」の実践者であるとの自覚を持っていたということなのでしょうが、ここで問題なのは、近藤勇が「武士」をどのように考えていたかということだろうと思います。

の用例では、御所警衛の任務についたことが「武門」と結びついているのですが、これは清河八郎らの浪士組から分かれて京都守護職松平容保かたもりの預かりとなった京都残留浪士組が、御所を警護する戦闘部隊として認知され、初めて本格的な（正式な）任務についてことを表していると考えられます。しかし近藤勇は、後で述べますが、攘夷の決行と長州制裁を自分たちの担うべき本来的な政治課題としていて、それは国内の一体化による国家的危険の打開と言い換えることができます。御所警衛はその本来的な課題からいえば当分の課題に過ぎないのですが、しかし、実質的にはそのような目的に向けてのステップだったわけで、国家的な課題の解決という仕事を担任するという自覚と自信こそ、「武門」という立場だったのではないのでしょうか。他者（旗本・御家人）にたいして武士的なエートスが持ち出されていたのは、国家的な課題解決に向けて尽力しろということ、それこそが真の武士、ということになるのでしょう。

「武士」とは何かということをイメージするさい、わたしたちはすぐに「武士道」「士道」を思い浮かべてしまうのですが、これは、軍役を担当する人と考えるべきで、一朝事があれば（平和を齎かすことがあれば）武をもってこれを排除することを職務としている「武人」と規定すべきだろうと思います。反乱や侵略から、それぞれの支配領域を守ることを担当している人、と言っても良いでしょう。ついでにいえば、百姓は、その費用を負担する人、ということになるでしょう。

近藤が「武門」と言うときも、その文脈のなかでの言葉と考えられ、そのような自覚と自信は、すでに近藤勇のものだと考えることができると思います。

ただ、土風 も 武門 も 真武之大道 も、近藤勇や新選組の思想表現の用語としては、決して主流的だったのではなく、「武士」と結びつけつつ自分や新選組を語ることはほばなかったと考えたほうがよいかと思えます。

3、近藤勇は自分をどう位置づけ、表現したか

では、近藤勇は自分（たち）が何を求め、何をしようとしていたのかを、どのように語り、表現していたのかをみてみましょう。

それは、結論を先取りすれば、「草莽」「有志」の立場から、「尽忠報国」の志をもって「国事」に「周旋」するとの自己認識を表明し続けていた、ということになるでしょう。

3 文久三（一八六三）年七月（推定） 近藤勇局長の上書

私共茂草莽之野人、おもはざるみから作不及是迄国事二周旋仕居、今般格別之御新政、且言路洞開仕、微賤之身分二不拘、かかちぢ尽忠報国有志御採用二相成候条奉大悦候、則幕府御召二応し、去
ル二月中上京仕……

- 3 文久三年七月(推定) 幕閣宛と推定される局長近藤勇の上書。
 尽忠報国高下無御座候、依而愚考仕候段無憚所、謹而奉建白候
 3 文久三年九月二〇日付 近藤勇の江戸・多摩の有力門人宛(推定)書簡。
 乍不及種々幕府御為相成候様周旋仕候得共、関東幕吏二おゐて御採用無之上八致し方
 無御座候、唯々尽忠報国迄之覚悟罷在候
 3 文久三年一〇月一五日付 摠代局長近藤勇の上書。
 全体私共儀者、尽忠報国志士、依而今般御召相応シ、去ル二月中逢々上京仕、皇命尊戴、
 夷狄攘斥之御英断承知仕度存志二而、滞京罷在候、外夷攘払魁仕度趣意者、是迄不願思
 身度々奉建白候、……私共存意者、只々為報国之捧寸功而已
 3 慶応元(一八六五)年(推定)九月二〇日付 近藤勇の宮川音五郎・宮川惣兵衛宛書
 簡(妻つねの書簡に關し)。
 当今天下興廢安危之際二到、義列慷慨之男子傍觀可致候形勢二無之
 3 慶応三(一八六七)年三月二四日付 小島鹿之助の教諭に答える近藤勇書簡。
 僕平素ヨリ威名轟候耳之宿願二無之、草莽中ヨリ報国之大義ヲ唱江、今既二国家大患二
 到、内二者、国是一空、衆議二合論場合不到、往々天下人心痛怨離叛之姿成行、臨機平
 吞之志シヲ生シ、貧民八不堪命、苦情ヨリ終二国禁ヲ犯シ、外二八蛮夷覬覦(身の程知
 らずなことをうかがい望むこと)之大憂受ケ、内外国難一時指迫リ、僕一身之去就ヲ計
 ルノ場合二有ラン哉、唯区々微衷尽シ而已

は、近藤勇らが、幕府による浪士組募集に応じた経緯を述べたもので、「草莽之野人」として「国事二周旋」していたところ、幕府による「尽忠報国」の志をもったもの、「有志」の募集を知り、それは「微賤之身分」のものにも「言路(を)洞開」する「格別之新政」と考え、募集に応じたこと、では、尽忠報国の志をもった有志には、身分の上下などないのだから、はばかるところなく日頃考えていることを建白したい、と述べています。は、江戸や多摩の同志にたいして、「関東幕吏」が近藤らの意見を採用しなくても、「尽忠報国」の「覚悟」でこれからも京都で活動するとの決意を述べたものです。は、新徴組同様に幕府召し抱えの話があったときに、謝絶の上書に述べた文言で、「報国」のために「寸功」を捧げることが自分たちの「存意」で、具体的な目標は「外夷攘払」(攘夷)の「魁」(先駆け)になることだと述べていました。「攘夷」という本来的目標に着手しないうちに、禄位をいただくなどんでもない、と言って断ったのです。詳しくは後述)。は、江戸に残された妻のツネが、帰郷を強く望んでいることにたいして、「天下(の)興廢安危」が切迫している際に、「義列慷慨之男子」が「傍觀」できない、と(女になんぞわからないだろうと)啖呵を切った文章ですが、「尽忠報国」が天下国家の「興廢安危」をその肩に担っているという気概であり、志であることはよく現れていると思われます。「尽忠報国」などという言葉は、手あかにまみれていて、聞くのもおぞましいという方がいて、近藤勇が尽忠報国などを連発しているとわかると、さらに毛嫌いする人が増えるかも知れませんが、国家の危難を自分の危難とし、それを打開しようと考え行動する主体は、この時期初めて登場するもので、(今から考えれば、さまざまな問題点を指摘することができるとはいえ)時代の趨勢のなから生まれ、時代を大きく揺り動かす力そのものだったと言えます。

新選組の歴史のなかで「尽忠報国」が使われるのは、講武所教授方の松平主税助(忠敏)の浪士募集提言を許可する老中の申し渡しからだと思われませんが(松浦玲『新選組』五ページ以下)、「尽忠報国之志厚輩」「文武兼備且尽忠報国之志厚キ者」の既往の罪が許され、さらには浪士募集のさいの資格要件ともなるのです。

近藤勇も、「微賤」の身分ながら(つまり身分に関係なく)、志をもって、興廃安危の瀬戸際におかれている国家の現状を打開するために、主体的に努力する自らの意志と行動を表すさいに、「草莽」「有志」の「覚悟」や求めるべき「大義」として、主張していたのです。

は慶応三(一八六七)年三月の書簡で、すでに京都滞留丸四年たったときのものですが(また、多摩の同志にあてて述べたものですが)、あいかわらず、自分は草莽の一人として報国の大義のために活動してきたことを強調し、そこに自分の衷心(まごころ)があるのだとも述べていました。

簡単に言ってしまうえば、草莽野人としての自分の出自を自覚しながら、国事に奔走しているという自信こそが、近藤勇の自己規定なのだとということでしょう。

これが、近藤の姿勢や心情を語る言葉で、また自己規定の内実ですが、国家の危難に向かい合うさいに、忠義を尽くして国家に報いる、という表現には、時代の刻印が濃厚です。国に報いるという志が、忠義と重ね合わさるわけで、近藤勇にとって「忠」とは何かという問題についても、彼の言葉に即して考えてみなければなりません。これもまた、彼の自己規定を明らかにすることにつながると思います。

まず、史料を三点紹介しましょう。

3 文久三(一八六三)年五月二五日付 松平肥後守御預り壬生詰浪士三四名の学脩院宛願書(老中板倉周防守宛と京都守護職松平肥後守宛願書もあり)

私共義、元来忠を天朝二奉シ、躬を大樹公二致、一日も早く叡慮二基キ、攘夷之魁仕度志願二候

3 文久三年五月終わり(推定) 近藤勇の萩原多賀次郎ら一八名宛書簡
未夕攘夷不決して下向相成候者、君臣自然と離隔(の)姿ニモ可相成……

拙者関東発足之時々より、忠天朝二奉シ、躬八幕府(に)致シ候者、素より僕志願候……

3 元治元(一八六四)年五月二〇日 近藤勇の小島鹿之助・橋本道輔宛書簡

内二者大奸日々相諷(謀議すること)、外二者驕慮(おごり高ぶってほしいままにする)之五大洲凌海ヲ受、幕府八因循姑息候、苟安之謀(一時逃れのはかり)ことで急場をしのごのみ、依之御国体始言へからず瓦解、志明之勇顕シ、乍、伊只々臣たる道を守り、楠公宋ノ岳飛ノ志統致度候……

は、壬生詰浪士三四名の学脩院宛願書で、攘夷決行の延引が噂され、このままでは「公武離隔之姿」になってしまつので、一日も早く叡慮にもとづいて攘夷の魁になりたいと述べ、そのために朝廷から幕府へ、「夷人拒絶心接」の「上使」に浪士組を任命するよう命じてほしいと歎願している史料です。開港場の閉鎖問題や生麦事件などの賠償問題に関わつての上使任命要求で、浪士組にとっては攘夷決行の足がかりと認識されていたのだと考

えられますが、朝廷だけでなく、老中にも京都守護職にも、上使任命を歎願しています。ここで、浪士組のメンバーは、「忠」は天朝（孝明天皇）に、「躬」（体）は「大樹公」（將軍家茂）に、と述べています。「躬」というのは、「生死」と言い換えてもよいでしょう。忠を奉じるのは天皇、生死を預けるのは將軍だということです。

新選組を、佐幕派ととらえ、忠義の対象は將軍であり、滅び行く幕府だ、と単純に言ってしまうと、浪士組の面々の思いとずれてしまいます。

忠は天朝、躬は將軍（幕府）という言い方は、この願書とほぼ同じ時期に書かれた近藤勇書簡（ ）にもみられ、この書簡では、このような思いは、文久三年二月に江戸を立つときからのものだと述べていました。また、「公武」（朝廷と幕府、天皇と將軍）を「君臣」関係として認識していたこともわかります。君臣の離隔が、近藤にとって大問題（大きな政治課題）であったことも、この書簡から読み取ることができます。

後に述べることになりましたが、芹沢鴨や近藤勇ら京都残留浪士組が求めていたのは、攘夷を決行するための「朝幕一体」的政治システムの実現で、それは孝明天皇（朝廷）や松平容保（京都守護職）らの政治構想だったのだと思われませんが、そこからさまざまな政治判断が下されることになります。や の史料は、浪士組の以上のような政治的立場から主張されていたもので、叡慮（天皇の意志）である攘夷を、征夷大將軍が実行することこそが求められていて、したがって「忠」は「君」である天皇に、生死は攘夷を実行する（武力を発動する）將軍に預ける、という忠義論、君臣論になるのです。

では、政治的な秩序を君臣的な関係として考える近藤勇が、自分をどう位置づけていたかということですが、そのことが少し分かる史料として があります。

自らを「臣」と位置づけているのですが、文意は、内外ともに危機的な状況にあるのに、幕府は因循姑息で、一時逃れのはかりことばかりしていて、国体（国家意志の決定システム、ほどの意味か）は崩壊しているが、自分たちは「臣たる道」を守って志を持ち続けていく、ということになるのでしょうか。この自己規定の前提には、おそらく、近藤勇は微賤ながらも国家的な課題を引き受けて行動（状況打開策を模索）し、発言（幕府批判を公に）しているという自信はあるのですが、いくら意見を提出し、批判を重ねても、幕府は国家的な危機を打開する方向へ舵を取ることなく状況悪化を推し進めるばかりで、結局は、自分たちの力量に無力感を抱かざるを得ないという立場があるのでしょうか。

そのような無力感を抱きながらも、状況に耐えつつ志を屈しない主体を、後醍醐天皇の忠臣「楠公」や、南宋の民族的英雄「岳飛」になぞらえ、「臣たる道」の可能性を模索しているのだと、受け取れるでしょうか。

「臣」は天皇の臣、將軍の臣（松平容保の臣）とも受け取れるのですが、おそらくは具体的な君臣関係のもとに身を置いて臣下意識を表明しているのではなく、君臣的秩序を自然なことと考えていた近藤の、抽象的な自己規定なのでしょう。

ただ、忠は天皇に、という思いは、孝明天皇の死（慶応二＝一八六六年一月二五日）によって、また、抽象的な臣下意識は新選組の幕臣化（慶応三年六月一〇日）によって、その土台が揺るがされることになるのですが、それは、もう少し先のことになります。

4、新選組の目標と課題 政治の内実

当面の課題、大きな目標

では、新選組の具体的な目標・課題を、かれらほどのように表現していたかを紹介したいと思います。

4 文久三(一八六三)年一〇月一五日 新選組局長近藤勇の松平肥後守公用衆中宛「口上願書」

八月中、乍^{おそれながら}恐^{ありがたくぞんじたまつり} 御所妄動之一条、乍^{ふしよつながら}不肖御固メ御警衛被^{おあせられ}仰、昼夜二日甲冑相纏、武門二取り難^{かたがたもてあがたき}有奉^{幸せ}存候、其後市中昼夜見廻、且三条木屋町奸人共召捕方御用被^{おあせつけれ}仰付候段、旁々以難^{つかまらうた}有仕合奉^{よつては}存候、乍^は併此儀者、今日之御奉公与相心得候、私共志意者、外夷攘払魁^{つかまうりたく}任^{つかま}度、依^{よつては}而者、不顧愚身、乍^{およばすながら}不及彼是、聊^{これいさか}周旋仕候得共、未^は私共本懐之御奉公不仕候、……於御馬前二、寸功無之内、禄位等被^{おあせりけれ}仰付候儀、御免奉^{おあせりけれ}願^{おあせりけれ}上^{おあせりけれ}候

さきに、「武門」という表現があり、「禄位御免」を申し出た史料として紹介した上書(史料3)の再紹介ですが、八月一八日の政変のさいの御所「御固メ警衛」や、その後の「市中昼夜見廻」、「奸人共召捕方御用」などは、「今日之御奉公」で、「私共本懐之御奉公」は別であり、「私共志意」は「外夷攘払(の)魁」となることだ、と述べているのです。

すでに明らかにされているように(以下の引用は、後藤致人「孝明新政府」における新選組の位置『歴史読本』二〇〇四年三月号)、文久三年八月下旬の京都町奉行所の町触に、「松平肥後守殿御預浪士、市中昼夜見廻り候様、肥後守殿より被^{おあせりけれ}仰付候条、為心得持^{いたが}限相達置候様可^{いたす}致事」(若山要助日記 九月八日の条)とあり、市中の取り締まりが「松平肥後守御預」の浪士たちの正式な職務となっていました。また、翌元治元年四月ころの一橋慶喜禁裏守衛総督の京都警備計画書「山階宮国事文書写」孝明天皇紀第五卷)には、「洛中夜廻り」を、一組三〇人ずつの「守護職一組」「所司代一組」「新撰組一組」が、「町奉行両組三人ツ、差添」の上でおこなうことが改めて確認されていたといえます。

(このことは、元治元年五月三日付の上書でも、簡潔にふれています。史料4 参照。)

新選組がその名をとどろかせることになる「池田屋事件」も、この市中昼夜取締の延長での出来事だったわけですが、京都の治安担当は、浪士組(新選組)にとつては「今日之御奉公」、つまり当面の職務であつて、自分たちが浪士組に参加し、清河八郎と袂を分かつて京都残留を決め、そして新選組を結成するという一連の行動は、決してこのような「今日之御奉公」(当面の職務遂行)のためではなく、「私共本懐之御奉公」「私共志意」(つまり本来の目的)は、攘夷決行のさいの魁になることなのだ、と述べていたのです。「禄位御免」は、本来の目的について何一つ仕事をしていないのに、禄位など、とんでもない、という論理なのですが、ただ、攘夷が闇雲に唱えられていたわけでもありません。芹沢鴨についてはよく分かりませんが、近藤勇には夷人排斥主張はありません。先にも紹介した史料ですが(史料3)、近藤らの攘夷問題の所在を知る史料を改めて紹介しておきまじゅう。

4 文久三（一八六三）年五月終わり 萩原多賀次郎ら一八名宛近藤勇書簡

・攘夷期限が決定されたのに、世間の噂では、「夷人拒絶応接延引」になりそつだということだが、「公武離隔之姿」になってしまつ。

・私共は元来、「忠を天朝二奉シ躬を大樹公二致」す考えなので、「一日も早く叡慮二基キ攘夷之魁仕度志願」だ。

・「攘夷延引」は避けるべきで、「私共」に「応接上使」を勤めさせてほしい（学習院へは、勅命で幕府へ命じてほしい、と願う）。

・將軍が叡慮を實行しないと「違勅」となり、「其虚二内奸相轉リ（謀議すること）、万一攘夷之御勅上薩長土江落手いたし候者、速二勤王拳兵箴候者勿論御座候、然者東西二相分り、関東有之（て）如無候、其後違勅（の）罪（の）糺明二候へ者、則国乱相成、終二醜（の）虚策（嘘）いつわりの策（二）陥り可申と奉存候」。

攘夷という大目的は、現実の政治過程のなかに飛び込んで活動しはじめれば、生麦事件の具体的な処理問題や、開港場の閉鎖（鎖港）問題における自分たちの役割の主張となつて表れますし（応接上使に任命してくれ）、また応接の拒否や鎖港の強行などがおこなわれれば、外国軍隊との交戦も考えられますから、当然に京都守護のための大坂湾防衛構想などが主張され、また対応がとられることとなります。

そして浪士組（新選組）や近藤勇は、攘夷と、そこから派生する諸問題に対処するためには、国内政治や政治主体についても、議論や判断の対象としてきました。

の史料で近藤勇は、將軍が叡慮である攘夷を執行しなければ、違勅の罪を負うことになつてしまつとし、虚に乗じ攘夷の勅状が薩摩や長州、土佐にくだされ、さらに拳兵というようなことになれば、国内が東西に分裂し、関東（將軍、ないしは幕府）は無きがごとくになり、さらに將軍の違勅の罪の究明というような事態になれば、国内は混乱状態に陥り、ついには外国の餌食になってしまう、という「未来」を想定していました。これは、攘夷問題が国内の政治問題と連動しているという認識の表れだと思えます。近藤勇にとつて攘夷という大目的は、国内政治とどう関わるかという問題と、当然といえば当然ですが、密接に連関していたのです。

国内の政治のあり方については、翌元治元年五月に再上洛した將軍の東下問題が浮上したとき、新選組が（おそらく老中に）提出した上書の文言が参考になるでしょう（上書は、4 に全文紹介した）。近藤勇は、將軍上洛の課題は、「公武之御一和」「国事御委任」による「皇国之基本」の確立にあつたと述べ、それが十分に実現していないことを憂えていました。朝廷から国事（大政）を委任された將軍が、政治的主導権を発揮し、国内の混乱を押さえて外夷に当たるということなのですが、攘夷を大きな目的に掲げた近藤らは、この朝幕一体政治路線にそつて政治主張を展開することを課題とせざるを得なかつたのです。

近藤勇の「本懐」や「志意」は、そのような方向性を必然的にもつたということを考え、ておくべきでしょう。

ただ、「攘夷」という大目的へのこだわりは、薩英戦争（文久三「一八六三年七月」）や四国連合艦隊の下関砲撃（元治元「一八六四年八月」）があり、長州制裁問題が国内政治問

題の緊急な問題として浮上するなかで、後退していきますが、国内の政治問題についての意見や提言は、それこそが大きな課題のごとく主張されていくことになりました。

そして付け加えておけば、新選組は池田屋事件に象徴される、市中取締レベルの武力集団ではありませんでした。元治元年七月の禁門の変以後、つまり長州との戦争を意識するようになって以後、と言ってもよいのですが、砲術の訓練を始め、おそらくは歩兵隊としての性格を強めていくことになると思います。長州戦争と並行して、慶応元（一八六四）年秋にかけて、下関事件の賠償問題や兵庫開港・条約勅許問題がこじれ、外国の軍艦が兵庫沖に停泊するなど、対外問題も緊迫しますから、新選組の対外防衛意識も高まります。京都の路地や潜伏先の屋敷での治安警備のチャンバラだけでなく、軍隊としての能力整備が自覚的に進められるのです。

その能力がどの程度だったのかは、確認できませんが、慶応二（一八六五）年一月には、壬生寺が新選組の訓練にたいする苦情を朝廷の大御乳人や伝奏に申し出ていますが、それによると、「大砲」訓練を繰り返すため、本堂その他の建物の「向戸障子天井板等迄破損」し、「屋根瓦者ゆるみ」がきてしまい、参詣者も入ってこれない、とぼやいています。この史料は、京都国立博物館の展示図録『新選組 史料が語る新選組の実像』（二〇〇三年九月）に収録された史料ですが、この図録には、鳥羽伏見の戦いを描いた絵が載っていて、その中に新選組が登場するのですが、新選組は剣付き銃で武装しています。行軍録が残されていて、大筒隊や小銃隊の存在が確認されているわけです。いつまでも薩摩の歩兵隊の一斉射撃の前に、刀を振り上げて切り込みをかける絶望的な新選組像からは脱却していいのではないのでしょうか。

鳥羽伏見の戦いで、新選組は戦力差を認識するのですが、それはおそらく先込銃と元込銃の差であって、剣と鉄砲の差ではなかったと言つてよいでしょう。

そして、そのような装備の導入、組織の性格転換は、大きな目的である攘夷（対外問題全般）と、国内政治の問題（朝幕一体による政治的主導権の掌握、ということになるのでしょうか）と不可分なのです。

新選組は長州戦争への従軍や大阪湾での警備に主体的に関わろうとする戦闘集団だったのであり、政治課題を念頭に置いて行動する政治的集団だったことは確認しておいてよいと思われます。

幕府（幕閣・旗本）批判

攘夷とともに国内の政治的問題にどう関わるかが、新選組にとっては最も重要な具体的課題だったのですが、新選組は近藤勇の政治主張を幕府批判と長州懲罰問題をとおしてみておきたいと思えます。

「佐幕派」の新選組が幕府批判などをするのか、と思われるかもしれませんが、意外にもこれが旺盛なのです。「勤王」と「佐幕」の対立史観を越えて、近藤勇の言葉に耳を傾ける必要があります。

近藤勇（や芹沢鴨）の幕府批判が表明されるのは、京都滞留一か月後の文久三（一八六三）年三月二二日のことでした。二六日付の書簡の中で詳しく記述されていますが、この書簡は義父の近藤周斎を筆頭に、江戸の試衛館の有力門人・支援者、多摩の重立った門人たち一七名に宛てられたもので、「志大略相認書」という表題がつけられています。京都

で活動する近藤自身の「志」を明確に語るうとした最初の書簡ということになります。

4 文久三（一八六三）年三月二六日付書簡（「志大略相認書」）

・去ル廿三日 大樹公御発駕被仰成候処、未夕京地不成、穩時節、彼是奸人共、相計り事奉、存候、廿二日、別書通り相認め、板倉殿御旅館迄罷越、断然御目通り二而、義論仕、今般大樹公御上洛之義如何次第御座候哉、乍恐、大小名御召連、集義御英断被為遊候事与、一同奉、大悦罷在候処、明廿三日御発駕相成候上者、兼而勤王攘夷、拒絶、国家大事、公武御合体之義、海岸防禦之備、向策略、予メ承り度申上（候）
処、御返答御差支、夫より早々御登城相成、其夜八ツ半時（午前三時） 大樹公御滞留之趣、天庭より亦々、叡慮御座候、緩々御滞京相成、既二公武之間隔相成候上ハ、奸物共之二藩、謀計ニモ陥り候事与、死決奉、歎、願候、右御滞京相成候一同安心仕候
・乍併、幕吏衆ハ、唯々関東御下向相望ミ、京地滞留ニ而者、兎角不自由ニモ御座候間、国家大事を捨置、御発駕相願ハ、八万人中無男兒と奉、存候、小子儀モ、兎角滞留中ハ、不自由ニ御座候得共、大事忠義、仍而捨命者勿論の事、不自由常与奉、存候、居候、何レ帰府之上、万々御咄し可申上候

そもその発端は、上洛していた大樹公（將軍家茂）の江戸下向問題なのですが、噂を聞いた浪士組は、三月二日に上書をしたため、老中板倉勝静に面会し、その非を説きます。將軍上洛は大小名を召しつれ、その衆議によって英断を下すことが目的で、それはたいへん喜ばしいが、聞くところによれば二三日に將軍が江戸に帰ってしまうとのこと、それでは当面する緊急の課題である「勤王攘夷の実現」「応接拒絶（生妻事件の処理を求め英国の、軍勢力を背景にした要求）」「国家大事」「公武御合体（「君臣一和、朝幕一体化）」「海岸防禦之備」などにどう対処するのだと、詰め寄るのです。近藤勇らは、この五つの課題に対処するためには、將軍が京都に滞留し、大小名を統率し、叡慮を伺いながら実行しろ、という立場なのです。そして、もし「公武之間隔相成候上」は（公武の間が離れてしまったら）、「奸物共之二藩」（長州と薩摩を指すでしょう）の謀略に陥るだけだ、と必死の歎願を試みたといえます。

このときの將軍下向は、朝廷の命によって延期されるのですが、近藤勇の怒りは収まらず、「国家大事を」捨置「いて將軍下向を画策する幕吏衆へ批判の矛先を向けます。国家大事を担うべき將軍を、その「場」（政治的な中心）から連れ帰ろうとする幕吏衆の政治的無見識を怒り、政治状況を的確に認識し、將軍の政治的主導権を發揮させることに力を尽くす旗本はいないのか、というわけです。

近藤勇（や芹沢鴨）の目論見は、大政委任的な朝幕関係を前提に、天皇の意志を將軍が実行するという政治的システムを、政治の最前線となつた京都に実現し、国内の「奸物」を押さえ込み、国外の醜夷を排除する、というところにあつたことが分かります。ただ、十数人の浪士組なのですが、老中板倉勝静と京都守護職松平容保の差配を受けていたその立場を利用し、幕閣へ政治的な主張を展開していたのです。

このような幕府批判は、翌元治元年の將軍再上洛時にも同様に展開されます。すでに京都滞留期間は一年三か月となり、直後に池田屋事件が起こるといふ時期の上書と書簡を紹

介しましよう(4) は3 でも紹介した。

4 元治元(一八六四)年五月三日付老中宛の近藤勇(新選組)上書

謹而奉言 上候、抑昨年以來
大樹公兩度之御上洛被為遊候処、近比類 還御之風聞有之候内、昨日御暇御参内之由、併此儘御発駕被 仰出候八、天下之士民動靜ニモ相拘り可申、既二昨春中 御上洛被為遊、攘夷之
台命御尊戴之上、御東下雖被為在、其後嘗而不被行、依而昨秋中天心沸騰之折柄、長州如き族モ有之候二付、攘夷鎖港之御談判御捨置、從於台命亦々御上洛被為遊 公武之御一和

皇国之基本御成立御謀被為在候趣相 承、我々至迄難有心得罷在候処、成功モ無之、終還御被遊候上、亦々形勢沸騰仕候様ニ可相成哉、尤公武御合体、国事御委任之趣承候得共

皇国之基本御成立之御所置者格別不被 仰出、殊二目前之長州之裁許如何共不被 仰出、然者更二基本鎮治之場二八難被及歟と乍恐奉存候、且外夷之義者、此節攘夷鎖港亦者開国等議論紛々と沸騰仕折柄二候得者、全之御成立御英断とも不奉存候、然上私共昨年来、尽忠報国之有志与御募二相成、則御召二心し上京仕滞京罷在、昨年八月中市中見廻被仰付、亦当四月中相改、見廻被 仰付、難有相勤罷在候、乍 併見廻之為二而御募二相成候儀二八無御座候哉与被存候、尤然し於私共見廻等者、御奉公見込二而者決而無御座、万一有変之節一廉御奉公仕度一同心得罷在候得共、既二莫大物入を天下二御懸ケ、兩度之上洛被為在候得共、固基之御決断無之、御東下相成候得者、我々始終之見込無覺束迷難抱候より、自然銘々失策仕出し、却て
公儀御苦勞ニモ預候義出来候八、深恐入候間、万一御発駕二相成候得者、銘々離散被仰付候而者、亦者夫々御帰二相成候哉、何レ共御所置被仰付候様奉願上候、乍併不顧身分、国家之大政議論仕候義、甚以多罪至極二御座候得共、不得止心中申上候而已二御座候、恐惶謹言

元治元子五月三日

4 元治元(一八六四)年五月二〇日付小島鹿之助・橋本道輔名宛近藤勇書簡

未夕洛陽ニテハ、不成穩事必緊而兎角幕府護口紛々沸騰仕、依而昨年以來兩度御上洛被為遊候得共、其御趣意未夕 聊モ御成功不成得候へば、空敷御滞留被為在、漸々諸侯モ反覆之色顯シ候折柄、俄之御発駕被仰出、夫々有志諸侯よりモ、是非とも御滞京中、内外之御処置被為遊候様、御建白有之候得共、聊御採用ニモ不相成、隋而下拙履中よりモ、再三閣老衆に罷出、前条之形成柄奉 申 上候、只々口以能御論ニ而、御治世成行致方御勢趣、亦大坂まで為行警衛罷越、閣老衆大目附衆と之被仰聞候、此先之御処置等、殊之外粗粘致事モ御座候間、御月番酒井雅楽頭様迄参殿仕、御見通りニ而、外異鎖港之御処置、亦長州等御裁判之御処置切迫仕、此儘御東下相成候へ者、幕府衰運挽回無賢策候間、我々共義速ニ離散、御暇奉願上候処、頻ニ御論ニ而、未夕洛陽御手薄ニ御座候間、嚴備相成候迄相勤くれ候様御頼ニ有之、依之不得止事候、然ル二十六日天保山より御乗船相成、御東下相成申候、内二者大奸日々相諷り、外二者驕慮之五大洲凌

海ヲ受、幕府八因循姑息候、苟安之謀のみ、依之御国体殆言へからす瓦解、志明之勇頭シ、乍併只々臣たる道を守り、楠公宋ノ岳飛ノ志統致度候

では、將軍上洛の目的が「公武御合体、国事御委任」によつて「皇国之基本」を確立することだと認識され、それが十分に実現していないことの現状が批判されているのですが、近藤勇らが思い描いていた国内政治のシステム構想がここにあつたことは確かでしょう。ここでは、上書という性格上、批判は押さえられているように思えますが、半月後の書簡（史料）の批判は明解です、

での近藤勇の批判は、京都の不穏が収まらず、幕府に対する悪口が沸騰する状態で、諸侯にも幕府に背きかねない動きがあるなか、將軍が江戸に帰ろうとしていることに向けられています。有志諸侯のなかには、滞京して内外の処置に当たれと建白するものもあつたが聞き届けられず、近藤自身も再三にわたり閤老衆に面会して意見を上申したが、はぐらかされてばかりいる、と不満を述べていました。

閉塞状況に追い込まれた近藤勇は、老中月番酒井雅楽頭に直談判し、鎖港問題と長州処分問題が切迫している時期に將軍が帰つてしまつたら、幕府の衰運を挽回する手だてはなくなつてしまつとして、新選組は解散する、と啖呵を切つたといひます（の上書では、「銘々離散被仰付候而者、亦者夫々御帰二相成候哉、何レ共御所置被仰付候様奉願上候」と表現は穏和ですが）。

結局、京都警備の必要性を説かれて引き下がるのですが、内には大奸がはかりごとを続け、外にはおごり高ぶつた夷人からの侮りを受け、にもかかわらず幕府は因循姑息で、一時迷れのはかりごとで急場をしのごだけ、という憤懣を述べざるを得ないのです。

將軍が京都に滞留し、天皇の意を受けて政治をおこなつたという「国事委任」（大政委任）を前提とした「朝幕一体体制」は国内一体化をもとめながら、幕府の衰運をくい止められず、そしてその責任は幕閣自身にある、との立場ですから、近藤勇は、多摩の同志に対しては、激しく幕閣や旗本を批判せざるを得なかつたのです。

なお、上書（）の最後に、身分を顧みず「国家之大政」を議論した罪は重いが、やむを得ず心中を申し上げた、とあり（このような立場の表明は、いくつかの上書に述べられています）、かれの幕政批判が国家の「大政」に関わる議論であり、「大政」にたいして発言しているという自覚に基づいていることも、逆に知ることができるでしょう。

長州懲罰論

幕府批判の次は、「奸物」「大奸」の筆頭、長州にたいする近藤勇の議論をみておきましょう。

近藤勇の幕府批判は、朝幕一体化構想のなかで、幕府が担うべき役割を不可欠と考えるからこそ向けられたもので、本来の敵は別にありました。京都滞留浪士組の芹沢鴨や近藤勇が、もつとも大きな敵と考えていたのは、当初は「奸物共之二藩」（史料4）「文久三」一八六三年三月二六日付近藤勇書簡「志大略相認書」、「薩長土」（史料4）「史料4」文久三年五月終わりの近藤勇書簡とされています。しかし、八月一八日の政変以後と推定されますが、長州こそが「国家之大害」を拡大するものとされ、長州懲罰論が主張されます。攘夷のため（国家的な危難を打破するため）には朝幕を一体化し、国家の基礎を固め

ること（国内を統一すること）が必要であるにもかかわらず、統一を乱しているのは長州だという認識で、かれらの「奸謀」を阻止することが、大きな政治的課題となるのです。

長州懲罰に関する新選組総代近藤勇の提言は、文久四（一八六四）年一月二日の上書に詳しく述べられています（これは小島資料館所蔵の「異聞録」中の筆写史料で、本展に展示されています）。長州藩主らは、奸謀逆意をたくましくして、匡正しなければ、国家の大害を醸成することになるとし、三つの対応策を提言しています。

第一策：「長門宰相父子、井吉川監物」を、勅使によって伏見まで呼びだし、吉川を入洛させ、今までの罪科を糾明し、認めるなら、本領を残らず召し上げ、格別の思召しで東国に十萬石を与えることとし、承諾するのならばその場で速やかに替え地をおこない、万一拒絶するようなら即刻誅伐すべし。

第二策：岩国藩と長州藩の間を離隔させること。

第三策：上使を派遣して暴虐を糾弾し、毛利父子を廃去し、一族の中で心服するものに相続を命じれば、君臣離隔を結果する。上使の供には、私共も加えてほしい。

新選組の上書には珍しく、「策謀」が述べられています（現実にはともかく、近藤書簡にも策を弄する新選組イメージはまったくと言ってよいほどなく、たいへん珍しいものと言えます）。長州懲罰に関わる提言の最後には、毛利家をこのままにしておいては、「国規」が立たないと、国家の基本に関わる政治問題であることが強調されていました。新選組にとっては、長州懲罰こそ、文久四「元治元年当初の最大の政治課題だったと言ってよいでしょう。そして、禁門の変を経て第一次朝幕戦争が起こり、第二次朝幕戦争も形だけとはいえ引き起こされますが、新選組は長州懲罰戦争への参加を期待していましたし、先に述べた歩兵隊組織も、長州との戦争を想定してのことでしょう。近藤勇らは、慶応元（一八六五）年一月には、長州藩顧問使永井尚志らに随行し、また翌慶応二年一月には全権使者小笠原長行に同行して広島に出張し、長州との折衝役、岩国藩への画策役として、期待されました（成果は小さかったようですが）。長州懲罰は、新選組が一貫して課題として続けたのです。それは、慶応三年六月の撰政二条斎敬宛て近藤勇上書によく表れています。近藤の上書は、五月二六日付の「四藩建白」（松平春嶽、島津久光、伊達宗城、山内容堂による毛利父子の官位復旧建白）を批判し、あくまで長州懲罰にこだわるものでした。

4 撰政二条斎敬宛上書（慶応三「一八六七年六月下旬」）

右四藩之建白、朝廷既ニ御採用ニモ可相成哉有之候間、左之通り朝廷江言上仕候処、撰政殿御目見被仰出、猶口上ニ而も委詳御聞取相成申候、草莽布衣之臣昌宜、敢而撰政殿附下江奉言上、天下之天政越論儀ニ仕候条、僭越之至奉恐入候得共、数百年太平之鴻沢ニ浴シ罷在、眼前皇国累卵之危キ実難黙止候間、不憚忌諱申上義ニ御坐候、先般時勢之儀ニ付四藩与里建白、長防所置之義申立候ニ付、此程公卿方御参集御再儀ニ可相成哉之趣致伝承、実ニ驚愕仕候、元来長防征討之義ハ、去ル寅五月中不受幕府之御裁許、更ニ被及奏聞之処、速ニ奏追討之功、奉宸宸襟候様御沙汰被仰出、素々朝廷御一致之御所置ニ有之、加之当大樹公御進発之節、節刀をも賜り候儀ニ而、宸慮之所在青天白日之如シ、然ニ今日ニ至、妄攀無名之仰与申義者、勿体なくも先帝ヲ輕蔑致、先将軍ヲ踏付

候始末、臣昌宜二於而一円難相心得奉存候、且官位復旧与申立候義、是亦天下紀綱典型相立申間敷候、四藩申上候通り之所置二も立至候八、乍恐天幕之御不都合八勿論、士兵之諸藩理非却而致顛倒、有罪与相成可申候、向後万一如何様之变乱差起り、其節何程詔令御下シ被成候共、率然応命候者有之間敷、夫而已ならず、天下之諸侯彼之如干強暴ヲ恣ニシ、非理募り候而も、法外之御取扱ヲ蒙り候心得二罷在候八、弥以騷擾ヲ醸シ、如何成事变出来仕間敷も難、計奉存候、恐らくは天幕御權威日々衰退、侯伯駕敬(駕馭)人^{いかなる}を思いのまま使^{はかりがたく}つ)之道御取失、天下民心離叛致、各国四分五列之勢与相成、終二縦横割拠之略ヲ抱^{はまじし}キ、乍恐其時二至候者、天幕其鎮撫統御被遊候様有之間敷患者仕候、其上諸藩之内二者、自然外夷与私二親睦ヲ通シ候様二相成候八、皇国未曾有之御失躰、千歳之遺憾二御座候、既二其機微相顯候哉二伝承仕候事二而、乘危謀乱之族も無之共難申上候、仍而愚考仕、爾後、朝威幕権之盛衰、天下之治乱、四藩之建白御採用不被遊与相決候……

朝幕一体となつて進めた(と、近藤らが考える)、「長防征討」を、四藩建白が「妄拳無名之仰与」とするのは、「先帝ヲ輕蔑致し)、先(の)將軍ヲ踏付(けるもの)」「だとし、長州の免罪に強硬に反対したのです。京都政局は長州寛典に流れていたので、近藤勇にとって長州問題は、「朝威幕権(朝廷と幕府の権威と権力)之盛衰、天下之治乱」に関わる問題で、「天幕御權威」が「衰退」していくこの流れは容認できなかったのです。

この上書提出に先だつて近藤勇らは、四藩建白不採用の説得工作を、摂政や会津藩に働きかけようとしていたようで、六月一七日には会津や水戸、越前などの公用方の「御親藩会」に出席し(押しかけ)、上書と同趣旨の議論を展開していました(史料引用を含めて、菊池明外編『新選組日誌 下』)。水戸藩の出席者三人は、「今日等之御席二テ議論スル八如何御儀、且私風勢^{ふせい}か議論ナシタトテ、御為出来ル様二モ参ラス事ト申テ、無程三人トモ帰り候」との態度だつたと記録(「越前藩幕末維新公用日記」)に残されていますから、近藤らが自らの長州懲罰論(つまり、新選組の政治主張)をひっさげて主体的に活動している様子が、逆によく浮かび上がってくるだろうと思います。

そして上書は、新選組隊士四名(土方歳三・山崎丞・尾形俊太郎・吉村貫一郎)が、柳原光愛や正親町三条実愛を訪ねて上書を提出しようとし、さらに新選組にたいへん好意的だつた中川宮朝彦親王のもとにも届けられておりましたから、新選組が政治主張を実現させるさいの活動が具体的に分かつておもしろいのではないのでしょうか。

なお、本筋からはずれますが、近藤らの四藩建白への批判上書は、京都ではよく知られていたようで、提出直後に、醒ヶ井通り花屋町(西本願寺の北西角)に落文が掲げられました。東大史料編纂所の維新史料綱要データベースでは、三点の写しを見ることができますが、「秋廻落葉」所収の一点を、煩雑になります、紹介しておこうと思ひます(変体仮名を漢字表記した部分には、降り仮名をつけます)。

4 醒ヶ井通り花屋町落文写(慶応三〇一八六七年六月二九日)

慶応三卯年

醒ヶ井通り花屋町落文写

黄口之孺子近藤勇今般僥倖二して見廻組隊長格之命を蒙り歎喜失尿之尻穴を

天二朝し之を拝受し以て一世之榮を極たりと思ひ猶媚を 幕府二献し選挙を求る志二候哉
妄り二^敵之醜詞を捧て再征之建白を致といへとも恰も二五を知て十を知らざるか如し抑
長征之儀者去ル子年尾州老公三軍を卒て

輩下妄動之罪を糺問之砌長州父子謹慎謝罪之道を相立候二付断然処置速二^(天)解兵一旦事濟二
相成候処猶私怨之積塊を職掌之權威二被交更二御不審之箇条を申立

天幕之御耳目として大小監察を差出し縷々糺問之処逐条了答一点之滞義なく既二氷解二至
れり然ルニ汝其節奴僕と成りて彼地ニ在り足而親く伝聞し両耳を経ル事必然なり此時幕吏
猶兵を進て四境ニ臨み暴威を示すといへとも長州父子謹慎之状情ニ州之国情悉分解ニ至る
か故に又手を下すニ間隙を得す依之忽ち転計を設けニ州を圧倒せんが為に三悪計を施す其
一は裁許不条理を以てせ八彼必不服せん其ニ八名代之家老を拘囚する時者彼の臣民必ず動
揺せん三ツニ八歎願之道を拒絶して採用せずん八果して沸乱ニ至らん此三策を以て問罪之
師を起しニ州を屠滅せんと欲す其姦策切にして已に行るゝといへとも討手之諸藩屢敗勦し
て恥辱を海内に流し嗤笑を干歳に伝ふ然八則不得止して問罪の兵を用るに非ずして却而
皇国未曾有 大災害を醸起す 雷天下之蒼生を弄殺するのみにあらず抑又 幕威衰弱を招
くの罪人なり是豈妄拳無名之師ニあらずして何ぞや且夫 天幕御一致節刀を賜る等八謹而
聖上之 叡旨を恐察し奉るニ 幕吏之社稷鼠輩強而 朝議を矯メ
勅許強情するのみ何となれ八丑年閏五月故 大樹公征長進発之事件

奏聞之砌 勅して公平至当之処置ニ可行云々は從來父子之誠忠却而讒誣せらるゝ事を能知
食給ふ故なり豈是を

天幕御一致と云者んや汝勇片視偏聞にして青天白日之如しといふ八捧空服し頑笑すへし今
一二之確拠を出して天朝と幕府根元より御一致不成証を示さん抑癸丑之事外夷渡来以來奸
吏 奏聞を不経して恣ニ外夷二售る

天朝是を聴し給ハす是其
天幕一致ならざるや辛酉年閏老誓約連署して云 皇妹を関東江降嫁し給者ゝ五七年二必ず
攘て奉安

宸襟をと云々

朝議して其請を許し給ふ然して関東却而外夷之從者となつて

天朝を詭妄す是其天幕御不一致たる所以の二ツ也甲子年五月十日を期限として攘夷を満天
下ニ布告すれとも又遂ニ実行なし是日月を欺き至尊を矯メ万民を弄惑する者なり是

天幕御不一致たる其三ツなり乙丑十月幕府英仏二牒し摂海江誘引虚喝を以て

朝廷を脅迫し奉り強而三開港を請恐多くも

聖上御怒涙を龍袖にそゝかせ給ふ誠ニ不被得止と之

勅諭ニ而終ニ此を許し給ふ是

天幕御不一致たる其四なり其節於兵庫者被為止候との詔を謹而奉戴固く盟約之書牘を差上
置ながら異人江者不申渡其儘擧置するとは誠以 綸言忽緒するの甚敷もの也若 幕府の臣
下として其 幕命を怠慢し即時ニ其命令を不伝時者何を以てか其情罪不可正乎是其

天幕御不一致之五証なり今年三月新將軍より兵庫開港強情之建白二曰一旦取繕ひたる条約
今更変更之儀者所詮難被行等と八其取結ひたる条約と八何れ之誰より被相許たるや

先帝崩御を好運とし殊ニ 御幼齡之

新帝如斯建白を奉る事頗る軽蔑之至尤以違 勅之罪人なり是其
天幕御一致ならざる六条也其上今年五月大樹公参 内開港御議論有之遂に 勅許二相成候
得共是又不被為得止との御文言也実二重々恐多き御事二而不覚憤涙紙上二漬せり是其
天幕御不一致之其七也其節

宮中大樹公慢言を発して言

朝廷之興亡八慶喜が掌中二有りと嗚呼非礼儀之極無過之是其

天幕御一致不成八証なり其他悉ク拳之八算盤二も不可及 大樹公之麿言八秦之趙高平清盛
二も超過する事千倍ならん此八条の御一致を嘲り長征

勅許の底意を推す時八幕府之奸吏迫て強情せる事恰も明鏡にかくるが如し汝勇是等之条理
を弁別するの眼なく偏二四藩憂国誠忠正理之建白を誹議する八実二闇夜の飛礫なり抑長防
寛太之建白者雷當時在京之四藩而已ならず甲子年以来内藩外藩大小之侯伯皆建議して曰征
長不可也宜被処寛典と云々汝狼り蟻 蟻之微軀を以背を大方之評二容るゝ事なかれ夫レ名
八体を頭といへり汝勇唯勇而已ありて智仁の二を欠く匹夫の勇たる事著明なり甚以冷笑す
へし自後飄然として新選の局を結ひたる初一念二立帰り勤
王攘夷を貫徹致すに於て八幸にして大方の笑を免るへし是婆心なる而已

潔者館会議中

六月廿九日

血

杉本直二郎

近藤勇宛

新選組が、長州懲罰論を掲げて、公卿や親藩関係者の説得に奔走し、上書の実現を画策
するという政治運動を展開しているとき、その近藤らを、幕臣化したことによる媚び売り
と揶揄した、潔者館会議中の杉本直二郎（写本によつては、「潔志館」、「杉生直二郎」）の
落書が、京の町に掲げられたのです。

近藤らが京都に着いた文久三年二月二三日には、足利三代將軍の晒し首事件があり、近
藤は筆写したその捨て文をふるさと多摩へ送つていたのですが、その近藤が四年後には、
落文で揶揄の対象になっていたので。内容は、政治的な立場を異にするものの議論です
から、冷静に分析すればよいのですが、相手を揶揄し、貶めつつ、政治主張を公にし、輿
論形成をはかるという手法は、近藤勇にはまねのできない政治運動であつたのかと、対比
を試みてみます。

政治運動

最後に、近藤勇は、新選組の政治主張をどのような活動によつて実現しようとしていた
のかを、紹介しましょう。とは言つても、すでに近藤勇の自己規定や政治主張を扱うなか
で、実現のための活動にもふれてきたのですが、改めて述べておけば、（イ）上書建白を朝
廷や幕府に提出し、さらに意見を説いて回っていました（学習院・公家、老中や会津藩、
町奉行などなど）。草莽の微臣が大政に口を挟むのは僭越だと言いつつ、頻繁に提出し、
また面会を求めて説いて回っていたのです。（ロ）攘夷や長州懲罰、將軍上洛・進発問題な
ど、新選組が課題とする問題の処理にあたって、その使節や使節随員の役割を望んでいた
ことも指摘できます。攘夷問題での「応接拒否」の「上使」取立は、成功しませんでした

が、近藤らは、將軍の進発や再上洛を求める武家伝奏の下向に際しても（元治元年九月ころ）、身辺警護を担当しながら、閥老衆への働きかけをしていた可能性が高く、また第二次長州戦争に先立つ二回の使節派遣に際しては、随行して画策にあたっていました。（八）各藩の周旋方・公用方の会議へ出席し、意見を述べる機会も多かったようです。先にも紹介したように、近藤の立場は、各藩の周旋方よりも主体的で自律的、そして政治的であったと考えてよいだろうと思います。

もちろん、市中昼夜取締や戦争を想定した戦鬪歩兵隊としての装備・人員の拡充や能力の向上などは、組織の当然の取り組みとしておこなわれていました。また、近藤勇は書簡（文久三年一〇月二〇日付佐藤彦五郎宛）で、「兎角御用多、会津公役所、亦者御所、町奉公等江、日々御用二付、罷出寸暇無之」と述べていましたから、繁多な日常業務が治安警備に關してあつたと考えられます。

ただ、近藤の政治活動のもつとも象徴的な事例はおそらく、文久三（一八六三）年一〇月一〇日の祇園一力楼で開かれた「国家之議論集會」への参加と、集會決議の実現に向けての活動だろつと思われますので、史料を紹介しておきましよう。

4 文久三（一八六三）年一〇月二〇日の佐藤彦五郎ら八名宛近藤勇書状

当月十日、ぎをん一力楼おゐて、国家之議論集會、肥後守殿より被仰出、依而薩州、土州、芸州、細川、会津国政周旋掛り、不残集會ニ相成候、且下拙義茂一人御招ニ相成候、海山珍味酒肴二および、就中酔ニ至り候得共、国家大義聊口開候者無御坐候、会津老家横山主税殿、薩州嶋津某より、報国有志近藤より高論承り度旨被申、依而下拙答曰、熟慮考仕候処、只今まで薩長攘夷有之候へとも、其国港攘夷ニ而、海国攘夷与者被申間敷候、然ル上者第一公武御合躰專一致シ、其上幕府ニおゐて断然与攘夷被仰出候ハ、自然国内安全与茂奉存候、素々外夷事より如此天下囂然、内乱ヲ醸シ候哉与存候、乍恐政府ヲ助ケ、皇国一致仕、海岸防禦策略より外他事有之間敷、与相答候、夫藩銘々同意与被申、夫より段々国家御儀定御立被遊候て者、大樹公御上落、相成、其上武家国政之義、関東ニて御所置被遊候様与、左もなく候ては、決而治り、申間敷与大略一決致候、夫二依而御上落、御所より被仰出候、隨而下拙義茂、局中取締、国家大義一人之周旋心 配候

4 文久三（一八六三）年一二月二九日の御世話役剣客御一統様宛近藤勇書状

是非共 大樹公御上落被遊、其上天下之御治定、睨与御取極メ御英断被為在候様願居候折柄、西 御丸御炎焼之由、依之暫時御因循之由、残念奉存候、就而者町奉行永井水主正殿、去ル十九日御所施薬院ニおゐて面会数刻、周旋之物語いたし、夫より肥後守殿内小野権之丞殿同道ニ而 御上洛周旋与し而東下被致候、亦夫々諸侯より茂、両三人宛同様下向致候、依之茂急々御上京ニも不相成候ハ、拙者事茂其儀周旋方し而、年尾之内下向可致哉難 計、万々一野子東下之上、御因循ニも相成候ハ、必々絶命可相成与奉 存 候、併国家危難、よつて死生懸り候儀者、更ニ厭候事無御坐候共、若亦御上京延引ニも相成候得者、亦々天下喧囂ニ而、遂ニ国乱危難ニ可相成哉与、心配罷在候

は、京都守護職松平容保の提案で開かれた、有力諸藩六藩の「国政周旋掛り」による「国家之議論集會」に、「報国有志」として出席した近藤勇が、その様子と、求められて

の発言（波線部分）、決議事項（点線部分）などを、多摩の同志に伝えたものです。

内乱は外夷によってもたらされたもので、公武が合体し、幕府が主導して「海国攘夷」を率先しておこない、諸藩も政府を助けて皇国一致体制で海岸防衛の策略を立て、国内の安全を達成しなければならぬ、といったところが近藤勇の主張でしょうか。近藤は「国家大義」に口を開くものが無かった、と述べていて、腹の探り合いが続いたのでしょうが、会津藩家老の求めに応じて、朝幕一体論による幕府主導の攘夷、海岸防備論を展開したのでした。

薩摩や土佐が、近藤の主張にどう反応したかは記されていません。幕府を相対化し、さらに薩英戦争を体験した薩摩が、近藤の主張に乗ったことは考えられませんが、しかし「武家之国政」は「関東」（將軍・幕府）が処置することでおおよその合意が取り付けられ、將軍再上洛を求めることになったと、近藤勇は言っています。

晴れがましい舞台で、堂々と意見を表明し、持論である將軍上洛による政權運営が国政の方針として確認されることになったのです。近藤勇はこの決定を受けて、將軍再上洛の実現に向けて奔走することになります。

の書簡ですが、近藤勇は、京都町奉行永井水主正尚志（水主の読みかみおむね）と面会し、松平肥後守（かたもり）（家の小野権之丞の東下を周旋し、自らも年内東下をもくろんでいたことが記されています。命をとしても実現するという覚悟も表明されていました。

このときには、將軍再上洛の働きかけは、結局実現しなかったのですが、翌元治元（一八六四）年九月には、近藤勇・永倉新八・尾形俊太郎・武田觀柳斎の四人が、武家伝奏坊城俊克の身辺警護として江戸に入ります。このとき、会津藩公用方や「新選組下唱」える「浪士之内四人」が、將軍の進発を幕府に進言し、もし実現しないならば「閻老衆を暗殺」するとの風聞があったと、肥後藩探察森井惣四郎の報告書に記されています（白石烈「諸藩周旋方と新選組」『歴史読本』一〇〇四年三月号）。

「この一連の動きのなかに、近藤勇の立場や役割や主張、そして政治課題実現の活動の形が、よく表れているのだと思われます。

おわりに

土道 を評価軸にした新選組論から、政治運動 としての新選組の追求可能性を論じてみる、といったところの話になったかと思えます。新選組を語るには、市昼夜取締の活動や内部抗争、隊規違反者の肅正、隊員それぞれのエピソードなど、話題は事欠かないのですが、それらを中心に論じるのではなく、新選組は何よりも政治主張をもった政治集団であって、その確認を出発点にすればよいのだ、というのが私の話の立場と言いつことになります。

少々無理をして、新選組そのものを近藤勇の言動をとおして考えてみるという話になりましたが、しかし、私のもともとの関心は、近藤勇書簡や近藤がもたらすさまざまな京都政局情報が、多摩の人びとにもった意義の解明にあります。近藤がもたらす「新選組情報」には、あふれんばかりの「国家」や「政治」や「志」が盛り込まれています。それが百姓上層の地域リーダーたちにどのような意味をもったのかを明らかにしたいと思っています。

でも、そのためには、新選組とはいかないかという問題の解明も必要です。企画展の記念講演が、その場になったことを感謝します。

なお、新選組に関するいくつかの文章と、あまり重ならないような配慮をしたつもりです。以下の文章を参照していただければ幸いです。

- 「 国家の語り と 情報 地域指導層の社会意識と諸活動をめぐって」(『民衆運動史 4 近代移行期の民衆像』青木書店、二〇〇〇年七月)
- 「多摩にもたらされた新選組情報 近藤勇書簡を読む」(新人物往来社『歴史読本』二〇〇四年三月号)
- 「近藤勇の政治運動」(『市報ちよっふ』二二〇七、二〇〇四年四月)
- 「新選組と武州多摩の人びと 故郷に送られた近藤勇書簡を読む」(人文研ブックレット 19 『幕末から明治へ』同志社大学人文科学研究所、二〇〇四年九月)
- 「甲州鎮撫と多摩 助郷・日野農兵・堅甲会」(新人物往来社『歴史読本』二〇〇四年二月号)
- 「新選組と多摩」(『多摩学会』第一六号、二〇〇四年二月)

「付記」 講演会当日は、時間配分がうまくいかずに話しそびれたことも多かったため、講演の経過やレジメを踏まえ、大幅に手を加えました。当日の講演の雰囲気はほとんどなくなってしまったことを、お聞きくださった方々にはお詫びします。

(つるまき・たかお 東京成徳大学教授)